

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例案について

第1 条例改正の内容

議会経費の削減のため、議員の旅費の支給等について改正を行うものである。

第2 施行期日

この条例は、平成31年1月1日から施行するものとする。

議提議案第八号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成三十年十二月十八日

提出者

中瀬古 初美
岡野 恵美
稲森 稔尚
下野 幸助
野口 正
山内 道明
津村 健衛
津田 健児
三谷 哲央
水谷 隆

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条（略）</p> <p>2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもの（旅行雑費を除く。）のほか、公務雑費とする。</p> <p>3 公務雑費は、実費額により支給する。</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもの（ほか、公務雑費とする。</p> <p>3 公務雑費は、旅費条例第六条に規定する旅行雑費に代え旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額により支給する。</p> <p>4 公務雑費の定額は、次項に規定する公務雑費の定額の基本額による。</p> <p>5 公務雑費の定額の基本額は、一日につき三千円とする。</p> <p>6 公務雑費の定額の基本額は、議長、副議長若しくは議員の住居から議事堂まで、又は、議事堂から議長、副議長若しくは議員の住居までの旅行以外の旅行であつて、か</p>

つ、県の所有する自動車(借上バスを含む。以下同じ。)による旅行以外の旅行をした場合に支給する。ただし、当該旅行について、県の所有する自動車によることが相当であるにもかかわらず、これによらなかつた場合は、この限りでない。

7 交通機関による県外の旅行の場合で、次の各号のいずれかに該当する旅行にあつては、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。

一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の発となる旅行(第三号に掲げる旅行を除く。)

二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める夜間の帰着となる旅行(次号に掲げる旅行を除く。)

三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の発かつ夜間の帰着となる旅行

8 一日に二以上の交通機関による県外の旅行をする場合で、これらの旅行のうち以上の前項各号のいずれかに該当する旅行をするときは、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。

一 以上の前項第一号に該当する旅行及び一以上の同項第二号に該当する旅行をする場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 前項第三号に該当する旅行をする場合

三 前二号に掲げる場合以外の場合

9 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路の利用料金の額とする。

4 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路若しくは駐車場の利用料金の額又はタクシー業

<p>務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第二条第一項に規定するタクシ ーの運賃若しくは料金の額とする。</p> <p>5 宿泊料の額は、一夜につき、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 旅費条例別表第一に規定する甲地方(第八条において単に「甲地方」という。) 一万五千五百円</p> <p>二 旅費条例別表第一に規定する乙地方 一万四千二百円</p>	<p>10 宿泊料及び食卓料は、一夜当たり次の各号に規定する額を支給する。</p> <p>一 宿泊料 一万六千五百円</p> <p>二 食卓料 三千三百円</p>
<p>6 食卓料の額は、一夜につき、三千百円とする。</p> <p>第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。</p>	<p>11 同一地域(旅費条例第二条第二項に規定する地域をいう。)内における旅行について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃(自家用自動車による旅行を除く。)等を要する場合で、その実費額が当該旅行をする日において支給される公務雑費の定額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃等を支給する。</p> <p>第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)別表第一の甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適当であると認めるときは、その都度別に定めることができる。</p>

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

提案理由

議会経費の削減のため、議員の旅費の支給等について改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

平成30年定例会 提出議案件名一覧表

議案第150号	平成30年度三重県一般会計補正予算（第1号）
議案第151号	平成30年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
議案第152号	平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
議案第153号	平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第154号	平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第155号	平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
議案第156号	平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
議案第157号	平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第158号	平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第159号	平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
議案第160号	平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
議案第161号	平成30年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第162号	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第163号	平成30年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
議案第164号	平成30年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第165号	平成30年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
議案第166号	平成30年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
議案第167号	知事の給料の特例に関する条例案
議案第168号	三重県営土地改良事業分担金等徴収条例案
議案第169号	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第170号	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
議案第171号	医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第172号	当せん金付証票の発売について
議案第173号	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期事業スクリーンポンプ棟（土木）建設工事）
議案第174号	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第6工区）管渠工事）
議案第175号	県道の路線認定及び廃止について
議案第176号	損害賠償の額の決定及び和解について

議案第177号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第178号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第179号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第180号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第181号	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿及び三重交通G スポーツの杜 伊勢の指定管理者の指定について
議案第182号	三重県営松阪野球場の指定管理者の指定について
議案第183号	三重県営ライフル射撃場の指定管理者の指定について
議案第184号	三重県地方卸売市場の指定管理者の指定について
議案第185号	三重県流域下水道施設の指定管理者の指定について
議案第186号	三重県営住宅（北勢ブロック）の指定管理者の指定について
議案第187号	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）の指定管理者の指定について
議案第188号	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）の指定管理者の指定について
議案第189号	三重県営住宅（東紀州ブロック）の指定管理者の指定について
議案第190号	平成30年度三重県一般会計補正予算（第2号）
議案第191号	平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
議案第192号	平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第193号	平成30年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
議案第194号	平成30年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
議案第195号	平成30年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
議案第196号	平成30年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
議案第197号	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第198号	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第199号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第200号	公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

平成30年定例会 11月定例月会議 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	9	6		3				
審査中分	1					1		
計	10	6		3		1		

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
総務地域連携	請 55	自動車税・自動車取得税の減免制度の拡充について	四日市市南垂坂 810-47 三重県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 鈴木 錠平 津市桜橋 2丁目 130 番地 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 会長 内田 順朗	芳野 正英 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 野村 保夫 下野 幸助 小島 智子 田中 祐治 野口 正 大久保孝栄 山内 道明 藤田 宜三 小林 正人 長田 隆尚 西場 信行	採択	○

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果	処 理 経 過 報 告 及 び 結 果 の 報 告 を 求 め る も の
総務地 域連携	請 56	消費税の10%への引き上げ中 止を求め意見書提出を求める ことについて	津市柳山津興 1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信 ほか8名	山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚	不採択	
環境生 活農林 水産	請 57	私学助成について	津市上浜町一丁目 293 番地 の4 三重県私立高等学校・中学 校・小学校保護者会連合会 会長 加藤 健一 ほか20名	芳野 正英 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 野村 保夫 下野 幸助 小島 智子 田中 祐治 野口 正 大久保 孝栄 山内 道明 小林 正人 長田 隆尚 西場 信行	採択	○

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の 報告を求めるもの
医療保 健子ど も福祉 病院	請 58	母子保健の一環として、妊婦 歯科健康診査・歯科保健指導 を受けられる全県的な環境の 整備等を求めることについて	津市桜橋2丁目120-2 公益社団法人三重県歯科医 師会 会長 田所 泰	芳野 正英 中瀬古初美 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 野村 保夫 下野 幸助 小島 智子 田中 祐治 大久保孝栄 山内 道明 藤田 宜三 小林 正人 長田 隆尚 今井 智広 西場 信行	採択	○
医療保 健子ど も福祉 病院	請 59	少子化対策の一環として、妊 婦の口腔の健康を維持するた め、県内全市町で妊婦への歯 科健康診査が実施されるよう 国に対し、意見書の提出を求 めることについて	津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳	芳野 正英 中瀬古初美 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 下野 幸助 小島 智子 藤田 宜三	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果	処 理 経 過 報 告 及 び 結 果 の 報 告 を 求 め る も の
医療保 健子ど も福祉 病院	請 60	受動喫煙防止対策をすすめる ため、三重県で条例を制定す ることを求めることについて	津市観音寺町 429-13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳	芳野 正英 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 野村 保夫 下野 幸助 小島 智子 藤田 宜三	不採択	
医療保 健子ど も福祉 病院	請 61	介護人材の安定的な確保等 に向けた支援を求めることにつ いて	津市桜橋 2 丁目 131 三重県老人福祉施設協会 会長代行 高木 章吉	芳野 正英 倉本 崇弘 稲森 稔尚 野村 保夫 下野 幸助 小島 智子 田中 祐治 大久保 孝栄 山内 道明 藤田 宜三 小林 正人 長田 隆尚 西場 信行	採択	○

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の 報告を求めるもの
医療保 健子ど も福祉 病院	請 62	難病の患者に対する医療費助 成制度の充実を求めること について	津市桜橋3丁目446-34 特定非営利活動法人三重難 病連 会長 河原 洋紀	芳野 正英 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 野村 保夫 下野 幸助 小島 智子 田中 祐治 大久保 孝栄 山内 道明 藤田 宜三 小林 正人 長田 隆尚 西場 信行	採択	
医療保 健子ど も福祉 病院	請 63	後期高齢者の医療費自己負担 2割への引き上げに反対する ことについて	津市寿町7-50 三重県年金者組合 会長 辻井 良和 ほか5,963名	山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚	不採択	

(審査中分)

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の 報告を求めるもの
環境生 活農林 水産	請 48	主要農作物の種子を守る新たな法律の制定に関する意見書の提出をもとめることについて	津市寿町7-50 農民運動三重県連合会 会長 吉川 重彦 ほか5名	山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚	継続審査	

平成30年定例会11月定例会会議 意見書案一覧表

平成30年12月

[意見書案]

○環境生活農林水産常任委員会提出

意見書案第12号 私学助成の充実を求める意見書案

○医療保健子ども福祉病院常任委員会提出

意見書案第13号 介護人材の安定的な確保等に向けた措置を求める意見書案

意見書案第14号 難病の患者に対する医療費助成制度の充実を求める意見書案

意見書案第15号 妊婦歯科健康診査の実施を促進するための措置を求める意見書案

○議員発議

意見書案第16号 認知症施策の推進を求める意見書案

意見書案第17号 全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める意見書案

意見書案第12号

私学助成の充実を求める意見書案

上記提出する。

平成30年12月10日

提 出 者

環境生活農林水産常任委員長 藤田 宜三

私学助成の充実を求める意見書案

私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かで特色ある教育を行い、教育の振興及び発展に寄与している。

しかしながら、小学校、中学校及び高等学校における公私間の教育費負担の格差は大きく、私立学校に修学する生徒等の保護者は大きな経済的負担を強いられている。

また、近年における少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は厳しい状況にある。

よって、本県議会は、国において、私立学校に修学する生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び私立学校における経営の健全性向上を図るため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、経常的経費の助成を拡充するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前 田 剛 志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第13号

介護人材の安定的な確保等に向けた措置を求める意見書案

上記提出する。

平成30年12月10日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 野口 正

介護人材の安定的な確保等に向けた措置を求める意見書案

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」において、「介護離職ゼロ」を目標に掲げ、介護人材確保のための総合的な対策に取り組んでいる。

また、国においては、2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築を実現することとしているが、その実現のためには、在宅支援を支える介護人材の質・量の両面にわたる確保が必要である。

しかしながら、近年、介護施設や事業所の中には、介護従事者を確保できずに、やむなく事業等の休廃止を余儀なくされるところもあるなど、我が国は、これまでに経験したことのないような厳しい介護人材不足に直面している。

今後も介護サービス量の増大が見込まれる中で、将来を見据えた総合的かつ計画的な介護人材の確保対策を講じていくことは、我が国の最重要課題である。

よって、本県議会は、国に対し、以下の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 介護現場におけるロボットの導入と普及は、深刻な人材不足にあって、介護業務の効率化、負担の軽減を図るために不可欠なものとなっていることから、介護ロボットの開発及び導入による効果の実証を進めるとともに、その結果を踏まえて、次回の介護報酬改定において、介護人員・設備基準の見直しを行うこと。
- 2 介護職員処遇改善加算は、介護人材の確保と定着のために不可欠なものであることから、その恒久化を行うとともに、介護が多種多様な職種の職員によるチームケアで行われている現状に鑑み、介護職以外の介護に従事する職種も対象となるよう支給対象者の範囲を拡大すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

一億総活躍担当大臣

意見書案第14号

難病の患者に対する医療費助成制度の充実を求める意見書案

上記提出する。

平成30年12月10日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 野口 正

難病の患者に対する医療費助成制度の充実を求める意見書案

平成 29 年 12 月末、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）の施行前から特定疾患治療研究事業により医療費助成を受けていた難病の患者に対する医療費助成継続の経過措置が終了したことにより、難病法による「重症度分類」の基準を満たさない多くの「軽症」の患者が医療費助成の対象から外れることとなった。

医療費助成の対象外となった難病の患者は、医療費の自己負担が増すほか、自治体から制度変更や福祉サービス等の情報が入手し難くなるなど、大きな不利益を被ることとなる。

こうした問題は、平成 27 年 1 月の難病法施行時に、国が医療費助成の対象となる疾患を拡大した一方で、全体の医療費助成額を抑制するため、原則として「軽症」の患者を対象外としたことにより生じている。

難病の患者の負担軽減を図るとともに、「軽症」の患者の症状等の実態を把握し、難病の原因究明や治療法の早期開発などにつなげ、また、難病の患者に対する社会的支援を強めるため、指定難病の患者であれば「軽症」であっても医療費助成の対象とすべきである。

よって、本県議会は、国に対し、「重症度分類」の基準による医療費助成の対象の選別を行わず、全ての指定難病の患者を医療費助成の対象とすることをはじめ、難病の患者に対する医療費助成制度を充実するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

意見書案第15号

妊婦歯科健康診査の実施を促進するための措置を求める意見書案
上記提出する。

平成30年12月12日

提 出 者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 野口 正

妊婦歯科健康診査の実施を促進するための措置を求める意見書案

妊婦は、つわりやホルモンバランスの変化などにより、口腔内の衛生状態が悪化したり、歯周疾患に罹患しやすくなる。また、近年では、重度の歯周病がある妊婦は、早産や低体重児出産のリスクが高まることが報告されている。

妊婦が歯科健康診査を受け、適切な口腔ケア等を行うことは、妊娠期の口腔内環境を整え、歯周病による出産時のリスクを予防するだけでなく、生まれてくる子どものむし歯や歯周病予防にもつながるものである。

しかしながら、母子保健法第13条第1項において、市町村が必要に応じて妊産婦に対する健康診査を実施することが規定されているが、同条第2項に基づく「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年厚労省告示第226号）の中で示されている妊婦健康診査の内容等の項目には、歯科の項目が示されていない。このことは、一部の市町村において、妊婦歯科健康診査が実施されていないことの一因と考えられる。

よって、本県議会は、国に対し、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」における妊婦健康診査の内容等に歯科健康診査の項目を追加するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

意見書案第16号

認知症施策の推進を求める意見書案

上記提出する。

平成30年12月13日

提出者

芳野正英

山本里香

岡野恵美

倉本崇弘

稲森稔尚

野村保夫

下野幸助

小島智子

田中祐治

野口正

大久保孝栄

山内道明

吉川新

藤田宜三

小林正人

長田隆尚

西場信行

認知症施策の推進を求める意見書案

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年の将来推計では約525万人であったものが、2025年の将来推計では700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にし、家族等にも寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みされてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、本県議会は、国において、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れて、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないなどの事情により、必要な支援や情報を得るに当たっての空白期間が生じている。この空白期間を解消するため、本人が必要とする支援や情報を的確に得ることができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を促進するため、コーディネーターに対する研修な

ど支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

意見書案第17号

全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める
意見書案

上記提出する。

平成30年12月13日

提出者

山本里香

岡野恵美

稲森稔尚

全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」の実現を求める意見書案

47 都道府県の知事で構成する全国知事会は、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に米軍基地負担に関する研究会を設置した。

そして、これまで研究会を6回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有権者からのヒアリングを行うなど共通理解を深め、7月27日の全国知事会議において「米軍基地負担に関する提言」を決議した。

提言は、日米安全保障体制の重要性を踏まえつつも、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面があること、基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められていること、これまで米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高いこと、日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって依然として十分とは言えない現状であること、沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べて大幅に低下し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなっており、経済効果の面からも更なる基地の返還等が求められていることといった米軍基地負担の現状や改善すべき課題を確認している。

47 都道府県の知事が、各自治体住民の生活に直結する重要な問題として、米軍基地負担の現状や改善すべき課題について共通理解を深め、米軍基地の

負担軽減や日米地位協定の抜本的な見直し等に関する提言を決定したことは極めて重いものである。

よって、本県議会は、国において、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、全国知事会が「米軍基地負担に関する提言」において提言している下記の事項について、一層積極的に取り組み、その実現を図るよう強く求める。

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 前田 剛志

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄基地負担軽減担当大臣

平成30年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その11)

区 分	件 名	概 要							
<p>◎その他議案 (1件)</p> <p>総務部</p>	<p>教育委員会委員の選任につ き同意を得るについて</p>	<table border="1" data-bbox="743 376 1412 640"> <tr> <td>予 条 例 計</td> <td>算 案 計</td> <td>議 案 計</td> <td rowspan="2">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>1 件</td> <td>1 件</td> <td>1 件</td> </tr> </table> <p>教育委員会委員に次の者を選任するにあたり、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に 基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">大 森 達 也</p>	予 条 例 計	算 案 計	議 案 計	議案 1件	1 件	1 件	1 件
予 条 例 計	算 案 計	議 案 計	議案 1件						
1 件	1 件	1 件							

議会運営委員会閉会中 継続調査 申出事件一覧表

- 1 議会の運営に関する事項について
- 1 議会関係の条例及び規則等に関する事項について
- 1 議長の諮問に関する事項について

常任委員会閉会中 継続審査・継続調査 申出事件一覧表

総務地域連携常任委員会

- 1 行財政の運営について
- 1 地域振興の推進について
- 1 スポーツの振興について
- 1 県南部地域の活性化について

戦略企画雇用経済常任委員会

- 1 県政の総合企画調整について
- 1 雇用対策について
- 1 エネルギー政策について
- 1 産業振興（農林水産業を除く。）について
- 1 国際交流及び観光の振興について
- 1 会計管理、監査その他行政運営の適正確保について

環境生活農林水産常任委員会

- 1 生活文化行政の推進について
- 1 環境保全の推進について
- 1 廃棄物対策について
- 1 農業の振興対策について
- 1 林業の振興対策について
- 1 水産業の振興対策について

請願第 48 号 主要農作物の種子を守る新たな法律の制定に関する意見書の提出をもとめることについて

医療保健子ども福祉病院常任委員会

- 1 保健衛生行政の推進について
- 1 社会福祉及び社会保障の推進について
- 1 地域医療対策について
- 1 子ども及び青少年の育成について
- 1 病院事業の運営について

防災県土整備企業常任委員会

- 1 危機管理及び防災対策の推進について
- 1 公共土木施設の整備・維持管理について
- 1 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
- 1 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

教育警察常任委員会

- 1 学校教育の充実について
- 1 社会教育及び文化財保護行政の推進について
- 1 警察の組織及び運営について

予算決算常任委員会

- 1 予算、決算等県財政について

12月20日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議提議案並びに議案の配付について

日程第1 議案第150号から議案第200号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 請願の件
〔討論、採決〕

日程第3 意見書案第12号から意見書案第17号まで
〔討論、採決〕

日程第4 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第5 議提議案第8号
〔提案説明、採決〕

日程第6 議案第201号
〔提案説明、採決〕

日程第7 閉会中の継続審査及び調査の件

閉 会

議長あいさつ
知事あいさつ

委員長会議

議員勉強会

大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会

議会経費削減に関する検討プロジェクト会議

通年議会の実施に係る議会運営委員 会の申合せ事項

〔平成24年11月14日 議会運営委員会決定〕

1 目的

この申合せは、通年議会の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会期

定例会の会期は、毎年1月から12月までとする。ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の会期は、第1回定例会を1月から4月までとし、第2回定例会を5月から12月までとする。

3 本会議

(1) 本会議は、2月、6月、9月及び11月（以下「定例月」という。）に定例的に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、本会議を再開する。

(2) 知事から議案等を示し、再開の請求があったときは、議長は、当該請求のあった日から7日以内に本会議を再開するものとする。

4 本会議の呼称

(1) 定例会は、開会する年を冠して「平成〇〇年三重県議会定例会」と呼称する。ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年は、「平成〇〇年第1回三重県議会定例会」及び「平成〇〇年第2回三重県議会定例会」と呼称する。

(2) 各本会議は、次のとおり呼称する。

①開会会議 定例会の招集により、1月に開く本会議（任期満了による一般選挙の年の5月に開く本会議を含む。）

「平成〇〇年三重県議会定例会開会会議」

②定例月会議 2月、6月、9月及び11月に定例的に開く本会議

「平成〇〇年三重県議会定例会〇月定例月会議」

③3月会議 税制改正関連の条例案等の審議のため3月末に開く本会議

「平成〇〇年三重県議会定例会3月会議」

④5月会議 役員選出等のため5月に開く本会議（任期満了による一般選挙の年の5月に開く本会議を除く。）

「平成〇〇年三重県議会定例会5月会議」

⑤緊急会議 開会会議、定例月会議、3月会議及び5月会議以外に緊急に必要なが生じた際に開く本会議

「平成〇〇年三重県議会定例会第〇回緊急会議」

5 議案等の番号

(1) 議員及び委員会から提出される議案、意見書案、決議案等は、暦年ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。

(2) 知事から提出される議案等は、暦年ごとに、その種別により一連の番号を付けるものとする。

6 議事日程

議事日程は、暦年ごとに一連の番号を付けるものとする。

7 事情変更の原則の取扱い

事情変更の有無については、議会運営委員会において事例ごとに協議し、判断を行うものとする。

8 会議録

会議録は、定例月会議の採決日を区切りとして、年に4回調製し、議会ホームページに登載する。ただし、会議録の印刷製本（磁気ディスクの作成を含む。）は、定例会ごとに行う。

日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	火 (元日)	金	金	月	水 (休日)	土	月	木 県内調査	日	火	金 (委員会予備日)	日
2	水	土	土	火	木 (休日)	日	火	金	月	水 一般質問	土	月
3	木	日	日	水	金 (憲法記念日)	月 議案上程	水	土	火	木 予決(企業会計) (予決総括質疑)	日 (文化の日)	火 一般質問
4	金	月	月 予決(予算総括質疑)	木	土 (みどりの日)	火	木 県内調査(教育)	日	水 代表者会議	金 全協(経営方針・予算方針)	月 (振替休日)	水
5	土	火	火 職歴・環農・医子 常任委・分科会	金	日 (こどもの日)	水	金 県内調査(教育)	月	木	土	火	木 一般質問
6	日	水	水 総地・防農・教管 常任委・分科会	土	月 (振替休日)	木 代表質問 議案質疑	土	火	金	日	水	金 予決(当初予算要求状況)
7	月	木 議運	木 職歴・環農・医子 常任委・分科会	日	火 各派世話人会	金	日	水	土	月 常任委員会・分科会	木	土
8	火	金	金 総地・防農・教管 常任委・分科会	月	水	土	月	木	日	火 常任委員会・分科会	金 代表者会議	日
9	水	土	土	火	木 各派世話人会	日	火	金	月	水 常任委員会・分科会	土	月 予決(当初総括的質疑) (予決総括質疑)
10	木	日	日	水	金 開会 各派世話人会	月 一般質問	水	土	火	木 常任委員会・分科会	日	火 常任委員会・分科会
11	金	月 (建国記念の日)	月 (常任委員会予備日)	木	土	火	木	日 (山の日)	水 議運	金 (常任委員会予備日)	月	水 常任委員会・分科会
12	土	火 全協(当初予算)	火 (委員会等予備日)	金	日	水 一般質問	金 予決(成果レポート)	月 (振替休日)	木	土	火	木 常任委員会・分科会
13	日	水	水 予決(採決)	土	月 各派世話人会	木	土	火	金	日	水	金 常任委員会・分科会
14	月 (成人の日)	木 議案上程	木 代表者会議・議運	日	火 各派世話人会	金 一般質問	日	水	土	月 (体育の日)	木	土
15	火	金 議案聴取会	金 閉会(採決)	月	水 役員改選	土	月 (海の日)	木	日	火 (委員会等予備日)	金 予決(採決) 議運	日
16	水	土	土	火	木	日	火	金	月 (敬老の日)	水 代表質問 予決(採決)	土	月 (常任委員会予備日)
17	木 開会	日	日	水	金	月 (予決総括質疑)	水 県内調査	土	火	木 代表者会議・議運	日	火 (委員会等予備日)
18	金	月	月	木	土	火 常任委・分科会	木 県内調査	日	水 議案上程	金 採決・議案上程 予決(一般・特別会計)	月	水 予決(採決)
19	土	火	火	金	日	水 常任委・分科会	金 県内調査	月	木	土	火	木 代表者会議・議運
20	日	水 代表質問 議案質疑	水	土	月 代表者会議	木 常任委・分科会	土	火 県外調査	金	日	水	金 閉会(採決)
21	月	木	木 (春分の日)	日	火	金 常任委・分科会	日	水 県外調査	土	月	木	土
22	火	金 一般質問	金	月	水 常任委(所管説明)	土	月	木 県外調査	日	火 (休日)	金 採決・議案上程	日
23	水	土	土	火	木 常任委(所管説明)	日	火	金	月 (秋分の日)	水 全協(定期監査結果) 予決(当初予算の考え方)	土 (勤労感謝の日)	月
24	木	日	日	水	金 常任委(所管説明)	月 (常任委員会予備日)	水	土	火 議案質疑	木 予決(当初予算の考え方)	日	火
25	金	月	月	木	土	火 (委員会等予備日)	木	日	水	金	月	水
26	土	火 一般質問	火	金	日	水 予決(採決)	金	月	木 一般質問	土	火	木
27	日	水 追加議案上程	水	土	月 議運	木 代表者会議・議運	土	火 県外調査	金	日	水 議案質疑	金
28	月	木 一般質問・質疑	木	日	火	金 採決	日	水 県外調査	土	月	木	土
29	火		金	月 (昭和の日)	水 特別委(活動計画)	土	月	木 県外調査	日	火 予決(決算総括質疑)	金 一般質問	日
30	水		土	火 (休日)	木	日	火 県内調査	金	月 一般質問	水 分科会(決算)	土	月
31	木 代表者会議		日		金		水 県内調査	土		木 分科会(決算)		火

53

- 本会議開催日
- 議決休会日
- 休日休会日

会期日数(H31年(2019年)) 1月-3月 58 5月-12月 225 計283日

平成31年 定例会日程

月	日	曜	日 程		備 考
1月	17日	木	本会議	開会	議会運営委員会
1月18日(金)～30日(水)は休会					
	31日	木	休会		代表者会議
2月	1日	金	休会		
	2日	土			
	3日	日			
	4日	月	休会		
	5日	火	休会		
	6日	水	休会		
	7日	木	休会		議会運営委員会
	8日	金	休会		
	9日	土			
	10日	日			
	11日	月		(建国記念の日)	
	12日	火	休会		全員協議会
	13日	水	休会		
	14日	木	本会議	議案上程 提案説明(2月定例会月会議)	議案聴取会 議案聴取会 議会運営委員会
	15日	金	休会		
	16日	土			
	17日	日			
	18日	月	休会		
	19日	火	休会		
	20日	水	本会議	代表質問 議案質疑	議会運営委員会
	21日	木	休会		
	22日	金	本会議	一般質問	
	23日	土			
	24日	日			
	25日	月	休会		
	26日	火	本会議	一般質問	
	27日	水	本会議	追加議案上程	議案聴取会 議会運営委員会
	28日	木	本会議	一般質問 議案質疑	
3月	1日	金	休会		
	2日	土			
	3日	日			
	4日	月	委員会	予算決算常任委員会(予算総括質疑)	
	5日	火	委員会	付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	6日	水	委員会	付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	7日	木	委員会	付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	8日	金	委員会	付託議案審査〔総務地域連携、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	9日	土			
	10日	日			
	11日	月	休会	(常任委員会予備日)	
	12日	火	休会	(委員会等予備日)	
	13日	水	委員会	予算決算常任委員会(採決)	
	14日	木	休会		代表者会議 議会運営委員会
	15日	金	本会議	閉会(採決)	

※ 請願陳情の受理

・ 2月14日(木) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

・ 12月21日～ 2月13日